

令和6年度北谷町物価高騰対応重点支援給付金

- 北谷町物価高騰対応重点支援給付金（**1世帯あたり10万円**）は、住民税非課税世帯および均等割のみ課税世帯を支援する給付金です。
- 18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の児童を扶養している世帯には**対象児童1人あたり5万円**の加算の支給をおこないます。
- 本給付金を受給するためには、手続きが必要です。

対象世帯と受給までの過程

【対象世帯】

令和6年度住民税均等割が非課税の世帯または住民税均等割のみ課税世帯または住民税均等割課税者と均等割非課税者で構成される世帯

※課税者に扶養されている方のみで構成されている世帯は除く。

※令和5年度物価高騰対応重点支援給付金（非課税世帯・均等割のみ課税世帯）の対象となった世帯は除く。



令和6年6月3日時点で北谷町に住民登録があり本給付金の対象となる可能性のある世帯は、町から「確認書」又は「申請書」が届きます。



「確認書」又は「申請書」に必要事項をご記入の上、添付書類とともに同封の返信用封筒にて郵送してください。「確認書」については、“二次元バーコード”での手続きも可能です。その場合は、書類の郵送は不要です。

※申請期限：令和6年10月31日 必着



【給付金の振込目安】
町が書類を受理した日から約4～5週間後



給付金受給の各種手続き方法

「確認書」が届いた世帯

- ① 確認書表面および裏面の必要事項をご確認・ご記入ください。
 - ② 口座の変更または新規登録をされる場合は、上記の記入事項に加えて、受取口座記入欄をご記入の上、「本人確認書類」及び「振込先金融機関口座の確認できる書類」の写しを添付してください。
- ※ 確認書が届いた世帯は、二次元バーコードでのオンライン手続きも可能です。その場合は、書類の提出は不要です。

「申請書」が届いた世帯

住民税の課税状況が北谷町で把握できない世帯

- ① 申請書表面および裏面の必要事項をご確認・ご記入ください。
 - ② 「本人確認書類」及び「振込先金融機関口座の確認できる書類」の写しを添付してください。
 - ③ 住民税均等割が非課税または均等割のみ課税であることが証明できる書類（市区町村が発行する課税証明書等）（世帯の中で収入を得ている方全員分）を添付してください。
- ※ 現住所と令和6年1月1日時点で住所が異なる世帯は、令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する「令和6年度課税証明書」等

18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の児童を扶養している世帯

- ① 確認書または申請書の子育て世帯への加算の欄についてご確認・ご記入ください。
 - ② 対象児童と別世帯の場合は、別居監護申立書を添付してください。
（児童が町外に居住している場合は児童の属する世帯の住民票謄本を添付してください。）
- ※ 令和6年6月4日以降に出生した児童も対象となります。児童の氏名等を記入してください。

代理確認・受給を希望される場合

- ① 確認書または申請書裏面の【代理確認・受給を行う場合】の欄を記入してください。
- ② 対象世帯の世帯主が署名してください。又は記名押印が必要です。
- ③ 対象の世帯主及び代理人双方の本人確認書類の写しを添付してください。
- ④ 代理受給者の口座確認書類の写しを添付してください。

※代理受給の場合は、二次元バーコードでの申請はできません。郵送してください。

お問い合わせ

北谷町給付金コールセンター



050-5443-6924 平日 9:00 ~ 17:00